徳地町報

発行所 徳地町役場
発行者 徳地町
編集者 河村績
印刷所 今澄印刷所

貯蓄で
災害、老後に
備えよう

基本選挙人名簿の登録申請

町選挙管理委員会では、九月十五日現在でつくる基本選挙人名簿の申請を受付けておりますので駐在員さんを通じて、なるべく早くお出しください。

滞納税金整理にご協力を

町では、古い滞納税金を、強力に整理することになりした。

該当の方は早く清算されスッキリした気持ちで仂らけるよう。ご協力をお願いいたします。

農業の選択的拡大の必要性

農業基本法では、農業の選択的拡大ということを強調しています

これは、米麦中心の農業から畜産、果樹、円芸へ経営を多角化しもうかる農業にもつていこうという趣旨です。

このように農業の構造変化が要請されるのは、食生活が米飯中心から西洋風に変化しており、これまで不足がちだつた米も、生産県ではヤミ米が配給価格を下回つており、麦も過剰のため減反作付を要求されている反面、牛乳や肉は生産が消費に追付かない現状です

そこで、わが国の農業が、生産構造を需要へ適応させるよう再編成しなければならない時期にきているといわれるわけです。

老人の日のおこり

九月十五日は老人の日。

これは、昭和二十六年制定されたものですが、その起源は七三〇年光明皇后が、不幸な老人や病人を救うために、悲田院をつくつた日にあたるので、中央福祉協議会で老人の日と定め、続く一週間を老人週間としたものです。

九月の税金

第3期国民健康保険税

納期は九月三十日までです。

十月の税金おしらせ

町、県民税

国民健康保険税

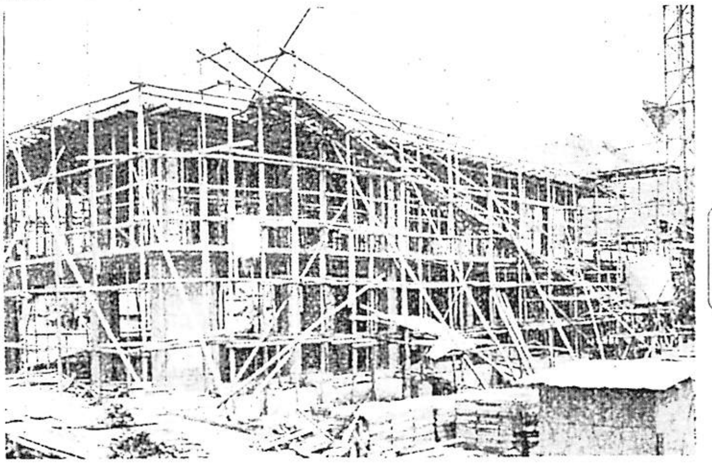

写真 右は建築中の庁舎の工事進行状況(9月12日写)
上は串中教室の起工式です

串中学校教室の建築起工式は、9月13日挙行されました。同工事は総工費850万円で藤岡組（藤岡要氏）の請負施工です。

話しあいのこつ

前へつめてもらうには

近ごろは、いろいろの人の間で〃話しあい活動〃が活発に行われております。

しかし私たちは、日常いろいろの集会などで、前の方はガラあきで、後方に多くの人がひしめきあつているありさまを見受けます。

これには、いろいろ原因があると思いますが、世話する人が「前へおつめさんせ」といくらいつても、いつこう前につめてもらえない。

途中で帰るのにつごうが悪い

会合は、おつきあいで出るのだから、適当な時間になれば、帰りたい。おもしろくなければ早く帰ろうと思つても、前にでているとそれができない。

きゆうくつなから

とかく会合がクソまじめになりよそ行きのことばで進められることが多く、前に出たために、固苦しさを感じアクビがでるのを必死の思いでこらえ、鼻の穴を大きくあけて苦しいアクビをするなど、きゆうくつさを感じることが多い。

そのほか、前に出ていると、雑談もしにくいなど、いろいろの原因がありましょう。

そこで

こうして前につめよう

たとえば儀式的な会合（婚礼など）の場合には、ある程度、序列ということも考えなければなりませんが、普通の会合の場合は、そのふん囲気をやわらげるためにも、なるべく上座、下座などの区別をしないことが大切です。そこで会場入口に「番号を書いたクジ箱」などおいて、クジ順で前から席をきめるとか、案内者のさしずで席をきめるなどはどうでしょうか。

場合によつては、初めにリエクリエーションをやり、そのついでに席をきめるのも一方法でしょう

きゆうくつなから……途中で帰りにくいから……などをなくするには、なんといつても、会合におもしろ味をもたすことが大切です。

会合がただ一部の人だけが話しをすることにならないように、うまい司会と適当なリエクリエーションなどを取り入れることによつて、楽しい、効果的な会合をもつようにしたいものです。

滞納特別整理班できる
税のご相談はお早く

近ごろは、納税者の方々のご理解も深まり、納税成績もだんだんよくなつてきており、特に現年度はたいへんよくなつてきましたがまだまだ古い滞納税金は、相当額残つている実情です。

そこで

納税成績が悪いと どんな影響があるか

このことについて、すこし考えてみましょう。

1 国からの地方交付税が減らされること。

2 起債（国から融資を受けることで、たいへん有利なもの）が許可にならないことがあること従つて学校等の建築や町の発展政策の運営に支障をきたすこと

3 税収入が減少すること。

町は毎年、収入、支出とも予算に計上するわけですが、たとえば町税収入として、確実な数字を予算に計上し、あるいくつかの事業を計画したとしますと予算に計上された税収の全部が完納せられてこそ計画された事業も完全に遂行されるわけですそこで、この税収入が、今かりに八〇%しか納められなかつたとしたらどうなるでしょう。滞納となつた二〇%分の税金を財源とした事業はできなくなるわけですね こうしたわけで、町としても今までに何回となく懇談会も開いたりいろいろと手も尽し、お願いもしてきましたが、滞納整理については、まだまだ「日が暮れて道が遠い」といつたところです。 そこで、こんど滞納特別整理班を設けて、強制整理を進めることになりました。

未整理の方へお願い

何かのつごうで、まだ未整理の方は「今からでもけつこうです」役場の税務課にこられて、整理について係員と懇談されるよう希望します。

納税力減退の申立については十分実情をお聞きすることにしておりますので、差押処分など受けないうちに、お早く解決、整理されすつきりした気持ちで、家業に励まれるよう望んでいます。

町税完納章の交付状況

町税完納章がさきごろ交付されたので、今ごろは表玄関をかざつていることでしよう。

また今年に限り副賞として、縫針セットが交付せられ、非常に好評を受けております。

三十五年度の町民税、固定資産税は九〇%にも達しましたが。古い年度の滞納のため完納章の交付率は、つぎのように下つています

順位	地区別	交付率	備考
1	島地	六九、一%	
2	串	六六、一	各世帯単位に交付されております
3	出雲	五五、六	
4	八坂	四六、五	
5	柚野	四六、〇	

今からでも、条件がととのえば完納章と副章が交付されます。

（これは本人の請求が必要です）古い滞納は、誓約されれば認められることになつています。

完納章の交付成績を部落別にみると、一〇〇%の最優秀部落は大久保、浅木、山の奥、川上、豆焼上の五部落、優良部落は中藤木の九一%です。

八〇%以上が上庄方外四〇部落五〇%程度が三九部落で、残りはずつと下位の方になります。

来年の完納章は、三十六年度分までのすべての税の完納者に交付せられる見込です。

公告

徳地町

延滞金等の徴収について

◎ 納期限をすぎて税金を納めるときは、日歩三銭の延滞金がつきます。

◎ 督促状が出てから、十一日目からは、さらに日歩三銭の延滞加算金（税額の 5/100 を限度とする）がつきます。

◎ 免除される場合

1 震災、風水害、火災その他の災害または盗難のために徴収猶予となつた期間の分

2 病気または負傷のため徴収猶予となつた期間の分

◎ 減額または免除される場合

やむを得ない事情があつたことを町長が認めるとき。

◎ 督促手数料、延滞金、延滞加算金過少申告加算金、重加算金および滞納処分費は税金に先だつて徴収しなければなりません

愛の花束

一金参千円也

徳地町大字柚木、久幸久氏より尊父、大次郎さんの死去に際し香典返しの一部として。

一金壱千円也

これは、県立佐波高等学校の家庭クラブ（一二六名）が、毎年老人の福祉のために贈られたものです。

一金参百円也

徳地町大字堀字須路
藤本房甫氏

これも老人の福祉のためにといずれも町社協に寄附されました。

町報紙上を借りお礼を申しあげます。徳地町社会福祉協議会長

狩猟者講習会の開催

今年も昨年と同様、狩猟講習会が開かれます。

この講習会は、今年はじめて狩猟を行う者を対象として行われますので、今まで受講した者、または経験者は受けられません。

希望者は当日かならず受講してください。

講習会日時、十月十日午后一時

場所、防府林業事務所会議室
（大林寺町）

国保 医療費の改正
七月一日から実施さる

七月一日から、国民健康保険の医療費が値上げになりました。

値上りの率は、診療内容によつて多少の例外はありますけれどもほぼ一、一二倍ぐらいとなつています。

例外としては、入院料、往診料歯科補てつなどとなつており、これらを合わせて平均すると一、一三倍となります。

町が負担する分は、七月一日から、被保険者が負担される分は七月八日から改正された額を支払われることになつています。

例 （ ）内は改正前の額

初診料｛甲表二〇〇円（一八〇）
　　　 乙表　五六円（五〇）

往診料｛甲表一六〇円（一二〇）
　　　 乙表一六七円（一二五）

総義歯　五、四〇〇円
（四六〇〇）

盲腸手術　四、五〇〇円
（四、〇〇〇）

三、五〇〇円
（三、一二五）

部落団体長等の研修会

◎ 日時

十月四日午前十時から午后三時まで。

◎ 場所――島地農協階上

◎ 主催――山口県農業会議

◎ 研修科目および講師

1 農政諸問題について
県農業会議、松崎事務局長

2 新しい農業について
山口大学、中山教授

備考 研修テキスト配布の予定

知事の許可申請手続き
事務取扱いを改正（農委）

▽最近は、農地の売買や転用が多く。そのため事務も遅れがちで申請者の方にたいへんご迷惑をかけておりました。また違法行為もあるかに聞いてもいますので、事務の円滑と促進をはかり、あわせて違法行為を無くするために、九月から「許可申請手続き」の改正をいたしましたので、ご協力をおねがいいたします。△

許可申請の手続き

1 許可申請の申出期限
毎月二十日限りとします。やむをえない場合の外、期日を過ぎた申請は受付けません。

2 申請先
農業委員会事務局または各支所

3 用紙は事務局で配布します。

4 申請内容の調査
農業委員会職員と農業委員二名以上で、実情を調査します。

5 許可申請書は、毎月末日までに取りまとめを終ります。

6 農業委員会の総会は、毎月六日を原則として開催します。

7 その他、農地等の利用関係のあっせん、争議の防止など農業経営や農家生活改善のご相談は、ごえんりよなく、いつでもおいでください。

申請を要する主な事項はつぎのとおりです

一 農地法第三条の関係
1 農地の所有権移転の場合（売買、贈与）
2 農地の使用貸借による権利貸借権等の権利の設定、移転の場合（小作契約等）

二 農地法第四条の関係
農地を農地以外に転用する場合（地目変更）宅地、山林、原野等への転用
現況が農地でない場合の地目変更も同じです。

三 農地法第五条の関係
農地の転用を目的とする所有権の移転など。

四 農地法第二十条関係
農地の貸借権の解約、小作地の引きあげの場合。（小作契約の解除、解約の申入（返還）合意解約等。

五 自作農創設維持資金の借入申請については
自作地、小作地購入資金、共同相続資金、疾病負傷治療資金災害復興資金などおよび、それに伴う負債整理資金

◎だいたい以上のとおりですので、申請期限をお忘れなく。

みのりの秋

種子の更新で
品質の改善を

同じ種子を何年も自家採種で作っていると収量が減り、品質が下ってきます。

特に酒米は、種子の更新を怠ると心白（米の中心が白くなる）の現れが悪く、酒米としての特徴が失われるなど、そのよい一例です

このため町採種組合では、原種による「採種ほ」を設けて種籾の生産および配布をしております。

普通米は三年に一回、酒米は一年おきに種子更新を行うのが標準です。

種子の申込みは、九月末日までに農協に申込んでください。

期日が過ぎると申込みに応じられない場合もありますので、早目にお申込み願います。

早期栽培品種
たかね錦、コシヒカリ、農林17号

一般品種
うこん錦、ヤマビコ、農林44号、農林22号、農林37号、光、金南風

酒米品種（大粒）
山田錦、兵川雄町、雄町一号

もち米
ことぶきもち

スギの赤枯病の防除

スギの赤枯病は、わかい苗の立枯病、根切虫の害と共に、林業苗畑の三大病虫害の一つです。

伝染力がはげしく、被害が大きいことは、稲のイモチ病にも匹適し、赤枯病対策がなくては、スギ苗を育てることは不可能です。

病害虫を防除するには、まずその害虫の習性や病菌の性質を知らなければ、効果をあげることはできません。

スギの赤枯病菌は、気象条件に左右され、最も伝染しやすいのは温度二〇～二五度、湿度九二％以上のときです。

このことからして、梅雨期と九月上旬の台風期は、最も危険なときです

スギの赤枯病を防除するには従来からボルドー液が使われていますが、まだこれにまさる薬剤は発見されていないようです。

ボルドー液の有効期間は、大体二週間といわれていますので、月二回は消毒しないと、完全に防ぐことはできないわけです。

しかし前に書きましたとおり病原菌の伝染は、気象条件に左右されますから、大切な時期に重点的に撒布することとし、五月から十月にかけて、少くとも九回は撒布しなければなりません。

ボルドー液は、調製がめんどうで、撒布作業の上からも、不便であることからして、最近これにかわるいろいろの粉剤が販売されていますが、比較的効果のあらわれるものと、そうでないものとがありますから、十分選択する必要があります。（広報資料より）

ビール麦への転換は
経営改善の第一歩

当町産のビール麦は、年々増加しており、三十六年産は、作付面積三十町歩で約一四〇〇俵の出荷があって、品質もよいので、ビール会社の好評を得ております。

大麦やはだか麦が生産過剰でさきの見とおしがよくない現在ではビール麦の生産に転換し、ビール麦の生産に踏みきって、その実績をつくることは、重要なことと考えられています。

三十七年度は、三十六年度の二倍の約六十町歩の作付を見込んで生産組合や農協では、計画の達成に努めつつあります。

農産物の需給情勢に合致した作付計画こそ、これからの農家の考えなければならない問題です。

この点からもビール麦への転換は農業改善への一歩前進ではありますまいか。

研究課題として考えましょう。

国民年金

みのりの秋です
掛金の前納はいかが

とり入れの秋がやってきました

ものが実るということくらい、たのしいことはありません。

しかしその〃みのり〃を期待するためには、まず種をまかなければなりません

国民年金に加入した人が、毎月掛金を納めることと、将来年金をもらうこととの関係も同様だといえましょう。

十月は拠出制年金の納期限

十月は、国民年金、第二回目の納期限です。

この前の七月末の納期限の状況をみますと、県下では七割以上本町では、八割五分の納付率で被保険者数は五千百二十八名です

事故がおこってから、あわてて掛金を納めても、年金はもらえません。

四月からの分で、まだ納めていない月分がありましたら、ぜひこの十月末までに納めましょう。

毎月納めるのが、めんどうと思われる方は、前納制度もありますので、利用されたらと思います。

前納すれば割引きがある

農家にとっては、出来秋を機会にこれから先の一年分、二年分あるいは三年分などの掛金を前納しておくことも、一つの新しい暮しの設計ではないかと思われます。

現金で前納するときには、まず国民年金手帳と申込書を役場へお出しください。

納付書がお手許に届いてから納めていただくことになりますが、現金で前納すると割引きがあります。

なお十一月ごろには、印紙で前納しても割引きの受けられる〃割引印紙〃が発行される予定だとのことです。

なお詳細については、町民生課または各支所へお問い合わせ願います。

恩給法が一部改正
在職加算の算入など

かねてから問題となっていました、旧軍人等の加算の取り扱いその他をとりあげ、恩給々与の公平を期するため、恩給法等の関係法令が改正公布せられました

主な改正点は

1 未裁定旧軍人等の在職年についての加算年の算入

2 旧日本医療団職員および外国政府職員期間の通算等の特例

3 傷病恩給の是正

4 昭和二十三年六月三十日以前の退職一般公務員の恩給等の是正

5 旧陸海軍学生々徒等にかかる特別扶助料の給与範囲の拡大

旧軍人等の加算金の算入

◎現行法上加算されないものとされていた旧軍人軍属の加算年のうち、実益の多く、最も公平な恩給給与の実現を期するため、職務加算を除き、一定地域に勤務することを要件とする加算を認められた

イ 職務加算
ロ 外国そう乱地勤務加算
ハ 外国領戍（ちんじゅ）加算
ニ 殖民地在勤加算（朝鮮、台湾関東州、樺太、南洋群島等）
ホ 満州、朝鮮、樺太等における国境警備加算および、台湾における理蕃加算。

○上記の加算が新たに認められるのは、旧軍人軍属の普通恩給、普通扶助料の基礎在職年を計算する場合に限られ、旧軍人軍属の在職年を通算して一般公務員の普通恩給を支給する場合には認められません。

▽加算年の算入によって、新しく最短恩給年限に達することになり普通恩給を受ける権利を取得した者には

昭和三十七年十月一日から扶助料を受ける権利を取得した者には、昭和三十六年十月一日から、給与を始められます。

註 その他こまかい点は省略しますので、該当者は町民生課へお問いあわせの上、お早くご請求ください。

援護法も一部改正

戦傷病者、戦没者遺族等援護法の一部が改正せられましたのでその要点をのべてみましょう。

1 国家総動員法で徴用された者などで内地勤務の有給軍属を本法上の準軍属とし、その者またはその者の遺族に障害年金または、遺族給与金を支給できる道が開かれたこと。

2 入夫婚姻による妻の父母を遺族年金または遺族給与金を受けることができる遺族の範囲に加えられたこと。

3 恩給法による傷病恩給の増額に伴ない障害年金が増額されたこと。

終戦前でも
引揚者給付金

ことしの五月十六日限りとなっていました引揚者給付金の請求期限が、今回の法律改正で、昭和三十七年五月十六日まで、一年間延長されるとともに、さらに終戦前の引揚者にも給付金が支給されることになりました。

このたび新しく、引揚者給付金（遺族給付金）の対象となった引揚者とは、つぎのとおりです。

一 大東亜戦争中または開戦前に在外公館、陸海軍等によって強制的に本邦に引き揚げさせられたもので

1 もとの日本委任統治領であった南洋群島に、昭和十八年十月一日まで、六カ月以上生活の本拠があって、同日から昭和二十年八月十四日までの間に引揚げた者

2 フィリピン諸島に昭和十六年十二月八日まで、六カ月以上生活の本拠があって、昭和十九年七月一日から、昭和二十年八月十四日までの間に引き揚げた者

3 もとの蘭領東印度諸島、もとの英領マレイ半島、英領ボルネオにそれぞれ昭和十六年八月一日まで六カ月以上、生活の本拠があって同日から昭和二十年八月十四日までに引き揚げた者

二 開戦と同時に連合国の官憲により抑留され、その後、相互交換により引き揚げた者

三 前各号の期間内に引き揚げ途中死亡した者、あるいは引きあげ後死亡した者で、死亡時の年令が二十五才以上であった者の遺族。

このたびの改正により、給付金を支給することとなるものの認定は、ほとんどが県社会課保管の名簿により処理できることになっております。

しかも請求手続きも簡単で、これまでの認定による給付金の請求も相当みやすくなっていますのでこの際、急いで手続きをすまされるようお願いします。

なお不明の点は、町民生課社会係へお問い合わせください。

としよりをしあわせに

八月十五日現在で町内の七十才以上の老令者は九九五名です。

最高令者は、八坂地区三谷の貞弘タツさん（九四才）です。

今年八十八才の米寿を迎えられる方々は

山本孝館、前田袈裟、田坂孫一（以上出雲地区）渡辺セキ
河村イト、河村幸助（以上島地）渡辺キク、山本ハナ、粟屋トメ
福田茂（以上八坂）山根弥雄
村田冨蔵、木村多三郎（柚野）の十三名の方々で、知事さん、町長さんより、いつまでもお元気でと記念品が贈られました。

最近は日本人の平均寿命も延び男六五、二才、女六九、六才と発表されています。

長い間社会や家庭のためにつくしてこられた老人の生活は、これまでの労苦に報ゆるにふさわしいものでなければならないと思います

しかし長寿と、しあわせとはかならずしも一致しないのも、現実の世の中の姿でもあるようです。

昨年国民年金制度が設けられ老後の生活にいく分明るい日ざしがそそがれてきたことは、誠に喜ばしいことの一つといえましょう。

私たちも、老人を敬い、愛情と理解をもって、いたわり、励ましてあげたいものです。